

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第20号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「778,000円」を「781,000円」に、「700,000円」を「703,000円」に、「653,000円」を「655,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。